

1年単位の変形労働時間制に関する協定

第1条 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間の勤務時間については、本協定の定めるところによるものとする。

第2条 前条の期間中における各自の始業、終業時刻及び休憩時間は次の通りとする。

勤務	始業時刻	終業時刻	休憩時間	所定休日
A	8:00	～ 17:00	12:00 ～ 13:00	年間カレンダー①による
B	10:00	～ 19:00	14:00 ～ 15:00	
C	12:00	～ 21:00	16:00 ～ 17:00	
A	8:00	～ 17:00	12:00 ～ 13:00	年間カレンダー②による
B	8:30	～ 17:30	12:30 ～ 13:30	
A	8:00	～ 17:00	11:00 ～ 12:00	年間カレンダー③による
B	9:00	～ 18:00	12:00 ～ 13:00	
C	10:00	～ 19:00	13:00 ～ 14:00	
A	6:00	～ 15:00	8:00 ～ 8:10	年間カレンダー④による
			10:00 ～ 10:55	
			13:00 ～ 13:10	
B	8:00	～ 17:00	9:50 ～ 10:00	
			12:00 ～ 12:55	
			14:50 ～ 15:00	
C	14:45	～ 23:45	17:00 ～ 17:10	
			19:00 ～ 19:55	
			22:00 ～ 22:10	
D	22:00	～ 7:00	0:00 ～ 0:10	
			2:00 ～ 2:55	
			5:00 ～ 5:10	
A	8:00	～ 17:20	10:00 ～ 10:10	年間カレンダー⑤による
			12:00 ～ 13:00	
			15:00 ～ 15:10	
A	8:00	～ 17:00	10:00 ～ 10:10	年間カレンダー⑥による
			12:00 ～ 13:00	
			15:00 ～ 15:10	
A	7:45	～ 17:05	10:00 ～ 10:10	年間カレンダー⑦による
			12:00 ～ 13:00	
			15:00 ～ 15:10	

第3条 第1条の期間中における休日は、第2条の通りとする。

第4条 第2条に定める所定労働時間を越えて労働させた場合は、時間外手当を支払う。

第5条 本協定により変形労働時間制は、次のいずれかに該当する者には適用しない。

- 一 18歳未満の年少者
- 二 妊娠中又は産後1年以内の女性従業員の内、本協定の適応免除を申し出た者。
- 三 育児を行う者、老人等の介護を行う者、職業訓練又は教育を受ける者、その他特別の配慮を要する従業員の内、本協定の適用免除を申し出た者。

第6条 本協定の有効期限は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

令和 8年 3月 日

ジョブバンク株式会社

代表取締役 北平 和史

従業員代表